

# 【みなし譲渡所得税の非課税措置の手続きの流れ】

## みなし譲渡所得税の非課税措置

【例】株式(取得価額200万円、時価1,000万円を個人で埼玉大学に寄付した場合)

1,000万円



800万円の含み益に対して、通常は160万円(800万円×譲渡益課税率(20%))が譲渡益課税として寄付者に納税されていましたが、埼玉大学基金に寄付をした場合は非課税措置を受けることが可能です。

